

買収防衛策は 事業報告で開示

制度調査部
横山 淳

会社法関連省令シリーズ - 3

【要約】

2005年11月29日、法務省は、2005年6月に成立した会社法に関する一連の法務省令案を公表した。

その中に事業報告の記載内容に関する規定も盛り込まれている。

例えば、買収防衛策や社外取締役・監査役の詳細についても事業報告で開示することが求められる。

・会社法関連省令案の公表

2005年11月29日、法務省は、2005年6月に成立した会社法に関する一連の法務省令案を公表した¹。具体的な省令（案）を列挙すると次のようになる。

会社法施行規則

株主総会等に関する法務省令

株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令

株式会社の監査に関する法務省令

株式会社の計算に関する法務省令

株式会社の特別清算に関する法務省令

持分会社に関する法務省令

組織再編行為に関する法務省令

電子公告に関する法務省令

本稿では、「会社法施行規則（案）」の定める事業報告の記載内容を紹介する。買収防衛策に関する開示が求められている点（後述 . . .）が、特に注目されている。

・事業報告とは

会社法における「事業報告」とは、現行制度の「営業報告書」に相当する開示書類である。

¹ 法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI64/pub_minji64.html）に掲載されている。



現行の営業報告書は、計算書類の一つと位置づけられているが、会社法の下での事業報告は、計算に関連するものではないことから、計算書類とは別のものと位置づけられている(会 435)。

会社法施行規則案では、事業報告は、基本的には「会社の状況に関する重要な事項」をその内容とすることとされている(会規案 76)。

これは、現行の商法施行規則が小株式会社・有限会社の営業報告書について定めているもの(商規 103)と同様の規定内容である。つまり、会社法施行規則案は、ここでは、小会社や有限会社に相当するような小規模な会社にも適用される基本的・一般的な開示事項として「会社の状況に関する重要な事項」を掲げているのである。

事業報告の開示事項の細目については、商法施行規則案は、会社の機関設計や株式の譲渡制限の有無などに応じて、以下に示すように詳細な規定を設けている。

・公開会社の開示事項

会社法施行規則案に基づいて、公開会社²が事業報告で開示すべき事項をまとめると、次頁の表のようになる(会規案 77)。

基本的には、現行の営業報告書の記載内容を踏まえたものとなっているが、例えば、次のような相違点も見受けられる。

項目	会社法施行規則案	(現行)商法施行規則
役員の重要な兼職状況の開示	事業報告で開示(会規案 77 三、六)	附属明細書で開示(商規 108 五)
役員報酬等の総額の開示	原則、全公開会社(会規案 77 四)	責任限定に関する定款規定を設けている会社のみ(商規 103 十)。それ以外の会社は附属明細書で開示(商規 107 十一)
監査役(監査委員)の財務・会計に関する知見	開示あり(会規案 77 七)	開示なし
大株主の開示	議決権 10%以上保有者が対象(会規案 77 一)	上位 7 名以上が対象(商規 103 七)
自己株式に関する開示	開示なし(1)	開示あり(商規 103 九)
有利発行された新株予約権の割当てを受けた者の氏名等	開示なし(2)	一定の者を除き開示あり(商規 103 二)

(1) 別途作成される株主資本等変動計算書などで自己株式に関する開示が行われるため、事業報告の開示対象からは除外されたものと思われる(計算省令案 65)。

(2) 法務省からのヒアリングによれば、従来の有利発行された新株予約権の個別開示というスタンスから、取締役などのカテゴリー別に保有している(又は交付された)新株予約権の内容の概要と人数を開示するというスタンスに変更したということである。なお、ストック・オプションとしての新株予約権については、「役員報酬等」として所要の事項が開示されるのではないかと、とのことであった。

² 会社法上は、「公開会社」とは、発行する株式の全部又は一部について定款で譲渡制限を課していない会社を意味している(会 25)。

公開会社の「事業報告」の記載事項

事項	項目
1. 株式会社の現況に関する事項 (1) (2)	事業年度末における主要な事業内容
	事業年度末における主要な営業所・工場・使用人の状況
	事業年度末において主要な借入先があるときは、その借入先、借入額
	その事業年度における事業の経過、成果
	その事業年度における次の事項（重要なものに限る）
	イ 資金調達
	ロ 設備投資
	ハ 事業の譲渡
	ニ 他社の事業の譲受け
ホ 他社の株式その他の持分、新株予約権等の取得	
ヘ 吸収合併・吸収分割による他社の事業に関する権利義務の承継	
直前三事業年度の財産・損益の状況	
重要な親会社・子会社の状況 (3)	
対処すべき課題	
上記 ~ のほか、会社の現況に関する重要な事項	
2. 株式会社の会社役員 (4)	氏名 (5)
	地位、担当
	他の法人・団体等の代表者等であるときは、その重要な事実
	役員報酬等の総額(別途開示される社外役員を除く)(6)
	その事業年度中に辞任・解任された役員(任期満了、株主総会決議による解任を除く)の氏名 (5)
	役員(会計参与を除く)の重要な兼職の状況(前記 を除く)
	監査役・監査委員が財務・会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実
	前記 ~ のほか、役員(その事業年度末日後に就任したものを含む)に関する重要な事項
3. 株式会社の株式に関する事項	事業年度末において10%以上の議決権(7)を保有する株主の氏名・名称、保有する議決権数
	前記 のほか、株式に関する重要な事項
4. 株式会社の新株予約権等 (8) に関する事項	事業年度末において役員が新株予約権等を保有する場合は、次のイ～ハの区分ごとの新株予約権等の内容の概要、新株予約権等を有する者の人数
	イ 取締役(社外取締役を除き、執行役を含む)
	ロ 社外取締役
	ハ 取締役(執行役を含む)以外の役員
	事業年度中に次のイ、ロの者に交付した新株予約権等があるときは、イ、ロの区分ごとの新株予約権等の内容の概要、交付した者の人数
イ 使用人(役員を兼ねている者を除く)	
ロ 子会社の役員・使用人(その会社の役員・使用人を兼ねている者を除く)	
前記 のほか、新株予約権等に関する重要な事項	

- (1) 事業が2以上の部門に分かれている場合は、部門別に区別することが困難であるときを除き、部門別に区別する。
- (2) 連結計算書類を作成している場合は、その会社と子会社からなる企業集団の現況に関する事項とすることができる。
- (3) 親会社・子会社との間で通例的でない取引がある場合にあっては、その取引の内容を含む。
- (4) 直前の定時株主総会終結日の翌日以降に在任し、その事業年度の末日までに退任した者も含む。

- (5) 会計参与の場合は、氏名又は名称。
- (6) 役員の全部又は一部について個別の報酬等の額を開示する場合は、個別開示の対象となる役員の報酬等の額とその他の役員の報酬等の総額を開示する。
- (7) 役員選任・定款変更議案の全部につき議決権を行使することができない株式の議決権を除く。
- (8) 新株予約権その他会社に対して行使することによって、その会社の株式の交付を受けることができる権利のこと（会規案 2 八十九）。

・買収防衛策に関する開示

会社法施行規則案は、会社が「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、基本方針）を定めている場合には、その内容を事業報告で開示することを義務付けている（会規案 80）。

これは要するに、事業報告における買収防衛策の開示を義務付けるものと説明されている。具体的には、下記の事項の開示が求められる。

基本方針の内容

次に掲げる取組みの具体的な内容

- イ 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み
- ロ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記 の取組みが、次のイ～八の要件に該当することについての取締役（会）の判断とその理由（ ）

- イ 上記 の取組みが基本方針に沿うものであること
- ロ 上記 の取組みが会社の価値、株主の利益を損なうものではないこと
- ハ 上記 の取組みが会社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

上記 ロが買収防衛策の具体的内容、上記 が買収防衛策の合理性に対する経営陣の評価と意見などを意味している、と説明されている。

取締役会設置会社の場合、事業報告は定時株主総会の招集の通知に指して、株主に対して提供することが義務付けられている（会 437）。つまり、株主は、会社から提供された事業報告に記載・記録されたその会社の買収防衛策の内容を吟味した上で、例えば、取締役の選任に賛成するかどうかを判断できるという訳である。

なお、法務省は事業報告で買収防衛策の開示を求めた理由・背景を次のように説明している。

会社法成立前後における我が国企業における敵対的買収への防衛に関する関心が高まったことに加え、会社法の下では企業側の採りうる防衛策が多様化することに鑑み、会社が採用した買収防衛策についての株主や投資家、買収者の予見可能性を高めることが重要であるとの要望に応えるための規定である。

・ 社外取締役・社外監査役に関する開示

公開会社であり、かつ、社外取締役・社外監査役を選任している場合には、これらの社外取締役・社外監査役の詳細について事業報告で開示することが求められる（会規案 78）。

具体的には、下記の事項の開示が求められている。

他社の業務執行取締役・執行役・業務執行社員・使用人である場合には、その事実、及びその会社と事業報告作成会社との関係

他社の社外役員を兼任している場合は、その事実

特定関係事業者（ ）の業務執行取締役・執行役・業務執行社員・使用人の三親等内の親族その他これに準ずるものであるときは、その事実

その事業年度における主な活動状況（次に掲げる事項を含む）

- 取締役会への出席状況
- 取締役会における発言の状況
- その社外役員の意見によって会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更された場合にあってはその内容
- その事業年度中に、法令・定款違反事実その他不当な業務執行が行われた事実があるときは、各社外役員がその事実の発生の予防のために行った行為及びその事実の発生後の対応として行った行為

責任限定契約を締結している場合には、その内容（契約によってその社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合は、その内容を含む）

社外役員の報酬等の総額（社外役員の全部又は一部について個別の報酬等の額を掲げることとしている場合は、個別開示対象者の報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額）

親会社、兄弟会社から役員報酬等を受けているときは、その報酬等の額

その会社、親会社、兄弟会社から役員報酬等以外の財産上の利益を受けている社外役員があるときは、その社外役員が受けた財産上の利益の状況

過去5年以上社外役員となっているときは、その旨

上記 ~ の内容について、社外役員の意見があるときは、その意見

（ ）特定関係事業者とは次のものをいう（総会省令 2 十二）。

- 親会社
- 親会社の子会社（＝兄弟会社）
- 関連会社
- 主要取引先

内容は多岐に渡っているが、利害関係の有無の判断材料（ ）など重要な意味を持つ事項が盛り込まれている。

・ 会計監査人に関する開示

会計監査人設置会社の場合は、会計監査人の詳細について事業報告で開示することが求められる（会規案 79）。

具体的には、次の事項の開示が求められる。

会計監査人の氏名・名称

会計監査人の報酬等の額 (1)

会計監査人に就職してからの年数 (1)

会計監査人に対して、非監査業務の対価を支払っている場合は、その非監査業務の内容 (1)

会計監査人の解任・不再任の決定の方針 (1)

会計監査人が、現に受けている業務停止処分に関する事項

会計監査人が、過去 5 年間に受けた業務停止処分に関する事項

責任限定契約の内容(契約によってその社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合は、その内容を含む)

取締役会限りで剰余金の配当等を決定できるとの定款規定がある場合には、その定款授權に基づく剰余金の配当等の決定方針

会計監査人である公認会計士・監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(子会社が払うものを含む) (2)

会計監査人以外の公認会計士・監査法人が重要な子会社の計算関係書類等を監査 (3) している場合は、その事実 (2)

- (1) 公開会社のみが対象。
- (2) 大会社のみが対象。
- (3) 会社法又は証券取引法の規定によるものに限る。

現行の商法施行規則でも、商法特例法上の連結計算書類の作成義務が課される会社(要するに有価証券報告書の提出義務がある大会社(委員会等設置会社含む)) について会計監査人の報酬などの開示義務が課されている (商規 105)。

会社法施行規則案では、会計監査人の就任年数 ()、業務停止処分歴 ()、責任限定契約の内容 () など、従来よりも詳細な開示が事業報告で求められている。

その他の開示事項

前記のほか、会社法の下で大会社に対して策定が義務付けられる「内部統制システムの基本方針」も事業報告で開示することが求められている³ (株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案 7)。

³ 詳細は、拙稿「内部統制システムの法務省令案」(2005 年 12 月 9 日付 DIR 制度調査部情報) 参照。